

教育委員会事務の  
点検および評価の報告書  
【評価対象：平成29年度】

【案】

平成30年 月  
草津市教育委員会

## < 目 次 >

### I 点検・評価制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・(2)

- 1 趣 旨
- 2 点検・評価の対象
- 3 点検・評価の方法および評価指標
- 4 外部評価委員会

### II 「草津市教育振興基本計画（第2期）」の基本理念と施策の基本方向 ・・・・・・・・・・(4)

評価シートの見方・・・・・・・・・・(9)

施設体系図・・・・・・・・・・(11)

### III 教育委員会事務の点検・評価（評価対象：平成29年度）

#### 1 「子どもの生きる力を育む」・・・・・・・・・・(12)

目標1 「豊かな心と健やかな体の育成」

目標2 「生活習慣と社会性の育成」

目標3 「確かな学力の育成」

#### 2 「学校の教育力を高める」・・・・・・・・・・(43)

目標4 「教職員の指導力の向上」

目標5 「学校経営の充実・向上」

目標6 「教育環境の充実」

#### 3 「地域に豊かな学びを創る」・・・・・・・・・・(76)

目標7 「生涯学習・スポーツの充実」

目標8 「文化・芸術の振興」

目標9 「地域協働合校の推進」

## I 点検・評価制度

### 1 趣 旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき、教育委員会は、効果的な教育行政の推進と、市民への説明責任を果たすために、教育委員会事務の点検・評価を行い、その結果に関する報告書を公表することが義務付けられており、本市においても、平成27年3月に策定した「草津市教育振興基本計画（第2期）」の進捗状況の確認を行うことも兼ねて、計画の施策体系に沿った点検・評価を実施しました。

今年度の点検・評価にあたっては、昨年度に引き続き、事業ごとに設定した評価項目に対する実績値および目標達成度ならびに過去の外部評価委員会等の意見に対する対応の状況を中心に、草津市教育委員会事務外部評価委員会委員の意見、助言等をいただきながら、点検・評価を実施しました。

#### 【 参 考 】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

### 2 点検・評価の対象

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に規定する教育委員会の権限に属する事務および市長から補助執行を受け教育委員会において実際に管理・執行している事務を点検・評価の対象とし、「草津市教育振興基本計画（第2期）」の「施策の基本方向」として位置づけた、9つの目標と40施策について、点検・評価を実施しました。

〔教育委員会の権限に属する事務のうち、市長部局の職員（子ども家庭部およびまちづくり協働部）に補助執行させている事務は点検・評価の対象としていません。〕

### 3 点検・評価の方法および評価指標

「草津市教育振興基本計画（第2期）」に掲げた施策の進捗状況を管理するため、40施策の具体目標ごとに評価項目を定め、計画期間の最終年度に到達すべき目標値と年度ごとの目標値を設定し、実績に基づく目標達成度により評価を行いました。

### 4 草津市教育委員会事務外部評価委員会

点検・評価の客観性・透明性を確保するため、教育に関し学識経験を有する方など外部の方々の意見、助言をいただき、その意見等を各評価シートに記載します。

今年度は、下記の方々に外部評価をお願いしました。

草津市教育委員会事務外部評価委員会委員

糸乗 前 （滋賀大学教授）

稲垣 明美 （元公立小学校校長）

湯浅 賢一 （公募市民）

## Ⅱ 草津市教育振興基本計画（第2期）の基本理念と施策の基本方向

### 1. 基本理念

「基本理念」は、平成22年度からの10年間に推進する本市教育の基本的な考え方と目指すべき姿を示すものです。後期の5年間（平成27年度～平成31年度）の計画として位置付けられる第2期計画においても、この「基本理念」を継承しています。

#### 基本理念

**子どもが輝く教育のまち・出会いと学びのまち・くさつ**

一人の人間として子どもに真摯に向き合うと、子どもの中に限りない可能性があることを信じる心が生まれます。その時、子どもの可能性を最大限に伸ばせるよう全力を尽くすことは、すべての大人の責務であるという思いにかられます。子どもたちが、伸び伸びと自分らしく成長し、その力を人のため社会のために思う存分に発揮する姿を思い描くと、本市の将来が輝いて見えてきます。未来に生きる子どもたちがはつらつとたくましく成長する姿は、家庭に幸福を与え、地域社会に希望をもたらします。

本市は、一貫して人口増加を続け、未来に向けて常に新しい変化を続けるまちです。どういった未来がやってくるかは、未来のために何をするか、そして子どもたちがどう育っていくかによって決まるといっても過言ではありません。教育に力を注ぐことは未来を創ることであり、「子どもが輝く教育のまち」を実現することは本市の重要な指標です。

また、本市は、古来から街道文化のまちとして栄え、人と人が出会う宿場町として発展してきました。近年においても、常に新しい転入者があり、多様な人々がともに暮らすまちとして新しい発展を続けています。本市はこうした草津の個性を活かしたまちづくりを進めていますが、教育振興においても、「出会い」と「多様性」を大切にすることが重要と考えます。

「出会い」は人との出会いだけでなく、心をゆさぶる読書体験や芸術体験、異文化に接した驚きと感動、自然や生き物に接することによって知る命の尊さ、地域の歴史を知ることを通じた郷土への愛着心等、学びは出会いから始まるといっても過言ではありません。本市は、多様な人やものとの出会いを通して、豊かな学びを広げ、誰もが生きがいを感じられる「出会いと学びのまち」の実現を目指します。

本市の第5次総合計画では、「出会いが織りなすふるさと “元気” と “うるおい” のあるまち 草津」を構想しています。本計画も、すべての子どもが輝き、誰もが豊かな「出会いと学び」を広げられる「教育のまち」づくりを通して、この構想の実現化を目指すものです。

この目標の実現に向けて、①教育委員会が中心となって、本市の教育を創造し、②開かれた行動する教育委員会として、保護者や地域住民の意向を十分把握しながら、積極的な教育改革を進め、③学校の教員と行政の職員が協働し、草津から教育を変えようという意識をもって、斬新な教育施策を実行していきます。

これらの決意のもと、学校、家庭、地域、行政の連帯を深めた取り組みにより、市民の誰もが誇りに思える「子どもが輝く教育のまち・出会いと学びのまち・くさつ」の実現を目指します。

## 2. 施策の基本方向

施策の基本方向は、「1. 子どもの生きる力を育む」「2. 学校の教育力を高める」「3. 地域に豊かな学びを創る」の3つで、基本理念の具現化にあたっての進むべき方向性と考え方を示しています。この基本方向に対して9つの目標を設定しました。

本市には、県内あるいは全国をリードする学校での教育実践が多くあり、また地域には地域協働合校の理念を実践する多くの取組やノウハウがあります。また、教育資源も多く、地域の方々による様々な取組が行われており、これらは誰もが認める草津の「強み」です。

第1期計画に引き続き、9つの目標の実現に向けての取組は、これらの「強み」を活かしながら新たな「強み」を構築し、「強み」を「特色」へ、さらには、多くの人の心を引きつける「魅力」へと発展させながら、計画的にまた重点的に推進します。

## (1)子どもの生きる力を育む

施策の基本方向の第一は、「子どもの生きる力を育む」です。現代社会は、グローバル化や情報化の進展などにより予想を超えたスピードで変化し、多様化が一層進んでいます。

このことから、子どもたちが、豊かな情操や、自尊感情、人を思いやる心、社会性などを育み、生涯にわたってたくましく生きるために必要な体力の向上と健康の保持増進の基礎となる力を培うとともに、確かな学力を身につけていくことが必要になります。学校、家庭、地域、行政が協力しあいながら、本市の子どもたちが、社会性や国際化にも対応できるコミュニケーション能力を高め、変化の激しい時代をたくましく生きる力を身につけていけるようにすることが、施策の基本方向の第一です。

### 目標1. 豊かな心と健やかな体の育成

「豊かな心と健やかな体」とは、「自らを律し、他人と協調し、他人を思いやる心や感動する心」と「たくましく生きるための健康や体力」のことです。この目標に向けて、出生時から成人するまで子どもの発達段階に応じて、学校、家庭、地域、行政がお互いに連携・協力し効果があがるような取組を継続します。また、子どもたちが安心して楽しく毎日を過ごせるよう、いじめ根絶を目指した取組を進めます。

### 目標2. 生活習慣と社会性の育成

子ども時代に身につけたよき生活習慣や社会性は、自らを律し、他者との関係を良好にし、社会の中で自己実現を図っていくうえでの大きな力になります。学校、家庭、地域がそれぞれにしつけるべきこと、育てるべきことに対する役割を明確にして、連携・協力しあいながら子どもによき生活習慣と社会性を育む取組を継続します。

### 目標3. 確かな学力の育成

「確かな学力」とは、「世の中の様々なことに興味や関心を持ち、自ら学ぼうとする意欲と態度」、「学びによって得た知識・技能を問題解決のために活用する力」、「自ら課題を見つけ、考え、人と協力してよりよいものを創造する力」のことです。子どもたちの発達段階を踏まえ、ICTの活用等による協働型・双方向型の授業革新の推進と学校・家庭・地域との連携などにより、「確かな学力の育成」を身につけるための教育内容・方法の一層の充実を図ります。

## (2) 学校の教育力を高める

施策の基本方向の第二は、「学校の教育力を高める」です。学校は、学齢期のすべての子どもの教育を担っています。学校の教育力を高めることは、子どもたちの「生きる力」を育成することにつながります。また、学校は家庭教育や社会教育とも連携する本市教育の推進拠点であり、学校の教育改革は家庭教育や社会教育の改革にもつながります。本市の教育の改革と未来の発展を開く重要な指標として、学校の教育力の向上に今後も努めます。

### 目標4. 教職員の指導力の向上

学校の教育力には、教職員の指導力が大きく影響します。今後も、教育への情熱にあふれ、柔軟性と実践力を持ち、自ら学び続けようとする教職員の育成と資質の向上を図り、質の高い授業の実現に努めます。

### 目標5. 学校経営の充実・向上

学校の教育力向上のためには、教職員個々の力を高め、組織し、統合して学校としての総合力を高めることが必要です。また、効果的な教育課程を編成・実施し、保護者・地域の活力を学校教育に活かすこと、関係機関との協力関係を築くことも重要であり、これらの取組により、今後も学校経営の充実と向上を図ります。

### 目標6. 教育環境の充実

良好で質の高い学びを実現する教育環境は、学校の教育力を高めます。施設・設備のハードと学習教材等のソフトの両面で、今後も教育力向上につながる環境整備の充実に努めます。

### (3) 地域に豊かな学びを創る

施策の基本方向の第三は、「地域に豊かな学びを創る」です。誰もが豊かな人生を過ごしていくためには、生涯を通じて、自ら学びを広げ、深めていくことが重要です。本市では、子どもと大人が共に学び合うという考えのもとに、地域学習社会の実現を目指しています。この本市ならではの理念をさらに高く掲げ、皆の協力で地域の中に豊かな「学び」を創り、すべての人が生きがいを感じられるまちづくりを進めます。

#### 目標 7. 生涯学習・スポーツの充実

すべての市民が生涯にわたって、いつでも、どこでも、学び、成果を活かすことができ、また、スポーツを楽しめる豊かな人間性のあふれる地域学習社会の創造を目指します。

#### 目標 8. 文化・芸術の振興

文化や芸術には、人に安らぎや生きる喜びをもたらす、豊かな心を養う力があります。また、人と人を結びつけ、立場や世代を超えて人間としての共感を呼び覚ます力があります。こうした文化・芸術の力を活用し、社会全体を活性化させ、心豊かで魅力のあるまちづくりを進めます。

#### 目標 9. 地域協働合校の推進

平成 10 年度から始まった本市の地域協働合校の取組により、「地域で子どもを見守り育てる」という意識の定着がみられるようになってきました。その一方で、様々な課題も出てきていることから、当初のねらいの実現を目指し、今後も子どもと大人が共に学ぶための取組の充実と発展に努める必要があります。

# 【評価シートの見方】

教育振興基本計画(第2期)に掲げた施策の基本方向や目標を記載しています。

教育振興基本計画(第2期)において、各目標ごとに掲げた施策を記載しています。(平成27年度から5年間で計画的かつ重点的に実施すべき施策)

基本方向	2	学校の教育力を高める		
目標	⑥	教育環境の充実	施策	26 学校等の施設・設備の整備を推進します。
具体目標	ア	学校施設の整備		
具体施策	(1)子どもの安全な学習環境の確保と教育環境の改善のために、学校施設の非構造部材(※1)の耐震化、また、市有建築物中長期保全計画に基づく、大規模改造の実施および老朽校舎の改築や長寿命化を進めます。 (2)太陽光パネルの設置や校舎の大規模改造等においての効率の照明器具の設置など、環境にやさしい学校施設の整備... ...校庭の芝生化については、地域の協力を得ながら進めます。			

各施策ごとの具体的な取組内容を記載しています。

具体施策に基づいて、各所属で取り組んでいる事業を記載しています。

施策の成果をはかるための評価項目と、5か年をかけて到達すべき目標値を記載しています。

取組状況		担当課	事業の主な取組内容と成果	評価項目	最終到達目標値	目標(上段)と実績(下段)					
施策番号	事業名					H27	H28	H29	H30	H31	
						目標	実績	目標達成度	目標	実績	目標達成度
(1)	非構造部材の耐震化および大規模改造の実施	教育総務課	非構造部材の耐震化工事を実施し、安全な学習環境を確保することができた。また、平成30年度に工事を実施する予定の学校について、調査点検・実施設計業務を実施した。 平成29年度工事実施校 【小学校】渋川、玉川、草津第二、南笠東 【中学校】草津、玉川 平成29年度実施設計実施校 【小学校】老上、笠縫東 【中学校】新堂 また、大規模改造工事を実施し、教育環境の改善を図ることができた。 平成29年度工事実施校 【小学校】志津南 【中学校】松原、老上	非構造部材の耐震化実施校率(累計)	70.0%	目標	10.0	25.0	40.0	55.0	70.0
						実績	10.0	各年度の目標値に対する達成度を記載しています。			
						目標達成度	100.0%	40.0%	100.0%		
(2)	環境にやさしい学校施設の整備	教務	具体的にどのような取組を行い、それによって、どのような成果が得られたのかを、各事業ごとに記載しています。 ...だったが、設置済みの学校に充電を行った。また、校庭のとの連携を図っていくことが...ない。 ...一方、大規模改造工事等において照明器具の省エネルギー化を進め、環境にやさしい学校施設の整備を図ることができた。	環境にやさしい施設の整備に取り組んだ棟数(全体棟数117)	72棟	目標	60	63	66	69	72
						実績	60	63	66		
						目標達成度	100.0%	100.0%	100.0%		

課題						
施策番号	事業名	担当課	昨年度の外部評価委員等の意見	昨年度からの対応	今後の課題	外部評価委員の意見
(1)	非構造部材の耐震化および大規模改造の実施	教育総務課	トイレの洋式化の実施を要望するが、災害時を想定すると和式トイレの使用に慣れておく必要もあることから、今後も計画的に進めてほしい。	今後も計画的に校舎の非構造部材の耐震化および大規模改造工事を進め、安全・安心な学習環境の保持に努めていく。 また、老朽化に伴う学校のトイレ改修については、洋式化を基本とするものの、和式トイレの必要性も勘案しながら、計画的な改修を進めていく。	財政負担の年度平準化を図りながら計画的に施設の大規模改修等を進める必要がある。 また今後、学校施設の長寿命化計画(※3)を策定していく中で、工事手法の検討に加え、学校施設そのもののあり方を検討する必要がある。	
(2)	環境にやさしい学校施設の整備	教育総務課	いることから、学校施設の環境整備も他の施設の規範になるよう心掛けてほしい。	学校施設の環境整備は、地域によってニーズが異なることから、対象となる学校と協議を行い実施した。	環境に配慮した学校施設の整備については、施設の維持管理にかかる地域の協力や金銭的、人的負担も考慮しながら検討していく必要がある。	

昨年度の点検・評価において、外部評価委員からいただいた意見を記載しています。

昨年度出された外部評価委員の意見・指摘に対して、どのような対応を行ったのか記載しています。

評価を行った年度だけでなく、今後、事業に取り組んでいくうえで、対処していかなければならない課題について記載しています。

**注釈**

(※1)非構造部材…柱、梁、床などの構造体ではなく、天井材や外壁(外装材)、窓ガラスなど構造体と区分された部材で、広い意味では設備機器や家具等を含めることがある。  
(※2)デマンドコントロールシステム…基本料金や電気使用量の削減を目的に、受電電力を常時監視し、設定された値を超えないように、警告や自動制御を行う装置のこと。  
(※3)学校施設の長寿命化計画…文部科学省においては、今後学校施設の老朽化対策として、建替えより安価で長期間の使用が可能となる「長寿命化改修」(建物の骨格を残して改装を行い耐用年数を延長させる工法)を進捗することとしており、平成32年度を目途に「学校施設の長寿命化計画」を策定するよう各自治体に要請している。

評価シートの中で使われている、専門用語や行政用語など分かりにくい用語については、説明を記載しています。

施策体系図

